

平成20年第4回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成20年12月10日（水曜日）午前9時40分開会

定例議会の告示

八千代町告示第68号

平成20年第4回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月5日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成20年12月10日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君

秘書課長	久保谷六衛君	総務課長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税務課長	瀬崎 始君
町民課長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農業委員会 事務局長	草間 和男君	教育次長兼 学校教育課長	高嶋 保君
公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所長	生井 勝巳君
総務課参事	水書 正義君	企画財政課長 補佐兼 財政係長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ご多用のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第4回八千代町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成20年12月10日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）
議案第7号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第8号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第10号 20. 村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第11号 20. 農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化対策）西豊田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第12号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について
- 日程第12 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 休会の件

諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所

長でありますので、報告いたします。

次に、議会議員研修視察の報告をいたします。去る10月1日から3日までの3日間、議会議員研修として、議員及び執行部から町長の参加をいただき、広島県安芸高田市と愛媛県西条市方面を研修してきました。

初めに訪問した広島県安芸高田市では、行政改革と市町村合併について研修視察をしてきました。安芸高田市は県の中北部に位置し、人口は約3万2,000人、面積は約538平方キロメートルの市であります。平成16年3月に高田郡の6町合併により誕生した市で、以前当町と同名「八千代」ということで姉妹都市を結んでいました広島県八千代町も、この合併によって安芸高田市の一員になっています。

初めに、安芸高田市における行政改革の取り組みについて報告いたします。安芸高田市では、合併した年の10月に行政改革推進本部を立ち上げ、翌年には行政改革大綱や実施計画書の策定を行い、平成18年には集中改革プランの策定をしております。現在はプランの進捗管理を初め、前年度の実績に基づきさまざまな計画内容の見直し等を実施しております。また、市町村合併については、合併までの経緯や合併後のメリット、現在の問題点等について説明を受けてきました。特に合併のメリットでは、特例債による施設の整備ができたということでした。また、今後の問題点としては、さらに削減が予想される地方交付税への対応について、当町と同様に苦勞しているとのことでした。

次に、愛媛県西条市にあるJAが運営する農産物直売所周ちゃん広場の運営状況についてご報告いたします。農産物直売所周ちゃん広場は、口コミやインターネットでも有名な四国最大級の直売所で、お店は明るく、地元の新鮮な野菜や果物、手づくりのお総菜やお菓子などが豊富にありました。特に地元企業と協力し、地元産の原材料を使用したアイスやドレッシングの販売等を行い、地域の特色を全面に出すなど、お客さんからも大変評判がよく、とても活気がありました。

以上が研修の概要であります。議員各位には今回の研修成果を、今後のまちづくりを議論する上で十分生かされますようご期待申し上げまして報告といたします。

続きまして、先般議会運営委員会における研修視察が実施されましたので、議会運営委員長から研修の概要について報告を求めます。

上野議会運営委員長。

(議会運営委員長 上野政男君登壇)

議会運営委員長(上野政男君) 議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の研

修施策の結果につきましてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月11日から12日に議会だより編集委員会と合同で研修視察を実施してまいりました。研修の内容ですが、福島県国見町にて研修を行い、担当者から議会の運営についての説明を受けたほか、国見ニュータウンの概要説明及び現地視察を行ってまいりました。

福島県国見町は、福島県の中央北部、宮城県との境に位置し、人口は約1万300人の町です。町の中央部を国道4号線、JR東北本線や新幹線、東北自動車が南北に走り、交通網が大変発達した農業が基幹産業の町です。国見町の議員定数は12名で、常任委員会は総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の2つで構成され、委員定数は各6名となっています。また、議会の活性化について取り組んでいまして、特に一般質問のあり方の改善ということで、より明確でわかりやすい議論を目指し、従来の一括質問・一括答弁方式を改め、対面による一問一答方式を導入していました。その他、住民との懇談会を開催するなど、さまざまな議会の改革を行っており、今後の当町の議会運営や活性化を検討する上で大変参考になりました。

また、国見ニュータウン事業については、交通機関の発達や近年の田舎暮らしのブームにより162区画を分譲したところ、残り30区画となるなど、順調に販売が進んでおります。その理由は、あっせん者に対する報奨金の交付や、現地見学者に交通費を支給するなど町独自で対策事業を設け、販売促進のためにさまざまな工夫をしてまいりました。

以上、研修の概要であります。今回の研修を生かし、よりよい議会運営や町の活性化に参考にしていきたいと考えております。

以上、議会運営委員会の研修視察の報告を終わります。

議長（小島由久君） 続きまして、先般議会だより編集委員会における研修視察が実施されましたので、議会だより編集委員長から研修の概要について報告を求めます。

相沢議会だより編集委員長。

（議会だより編集委員長 相沢政信君登壇）

議会だより編集委員長（相沢政信君） 議長のご指名がありましたので、議会だより編集委員会の研修視察の結果につきましてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月11日から12日に、議会運営委員会と合同で研修視察を実施してまいりました。研修の内容ですが、福島県国見町にて研修を行い、担当者から議会だよりの編集についての説明を受けたほか、議会運営や国見ニュータウンの概要説明及び現

地視察を行ってまいりました。

議会運営や国見ニュータウンにつきましては、先ほど議会運営委員長の報告のとおりでございますが、国見町の議会だよりについては、以前の当町の議会だよりと同じく広報紙とは別に発行しており、町内各戸に配布しております。議会だよりの発行は、定例会の翌月にしているほか、議会運営委員会の開催後に号外を発行しております。この議会だよりの号外では、会期日程や提出予定議案のほかに、議会運営委員会の前日までに受け付けした一般質問予定者と質問内容などを定例会の前に各戸に配布し、お知らせをいたしております。

当町の議会だよりについても、今後はより見やすくわかりやすい紙面づくりをするとともに、活性化を図るために、さまざまな議会情報を町民の皆様に提供できるよう検討していきたいと思っております。

以上、議会だより編集委員会の視察研修の概要を申し上げ、報告とさせていただきます。

行政諸般の報告

議長（小島由久君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成20年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

最初に、第59回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の結果についてご報告申し上げます。第59回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会が10月19日、古河市広域中央運動公園において開催されました。本大会には14チームが参加し、本町を代表いたしました第4分団が第6位に入賞されました。議員各位には多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも消防団活動に対しまして、深いご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、八千代町消防出初め式についてご報告申し上げます。恒例の行事になっており

ます消防出初め式を、平成21年1月10日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時より役場庁庭及び中央公民館において点検、分列行進、放水試験、式典を挙行いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成21年4月職員採用についてご報告申し上げます。本年度の採用試験申し込みが26名あり、第1次試験を9月21日、第2次試験を11月5日にそれぞれ実施いたしました。その結果、4名に対して合格通知を発送いたしました。

次に、保留地の公売についてご報告申し上げます。保留地公売については、引き続き町ホームページ、のぼり旗等により保留地21区画を公売を実施いたしました。その結果、11月20日現在、1区画について買い受け申し込みを契約いたしました。公売面積220.62平方メートル、金額で776万5,824円であります。今後とも保留地の公売を積極的に実施して区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係においては、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、7番、水垣正弘君、8番、矢中召二君、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る11月28日、執行部から副町長及び関係課長などの出席を求め、平成20年第4回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長などから提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から15日までの6日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わります。
議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成20年第4回八千代町議会定例会の会期を本日より15日までの6日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より15日までの6日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より15日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（小島由久君） 日程第3、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 水書正義君朗読）

議長（小島由久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由をご説明いたします。

八千代町公平委員会は、結城郡公平委員会が解散されたことに伴い、平成18年1月1日に設置されました。公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織されております。公平委員の任期は4年となっておりますが、最初に選任されました公平委員会の委員の任期は、1人が4年、1人が3年、1人が2年となっております。これは、委員が一時期に交代することによって、委員会の事務の運営が一変することを避ける趣旨からであります。

委員の選出につきましては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任するものであります。現委員中莖杲氏は、12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。中莖杲氏は、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで適任であると考えておりますので、公平委員として再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第4、議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

組織の見直しにつきましては、八千代町行財政集中改革プランにおいて、簡素で機動力の高い組織の構築のため、職員の削減状況により柔軟に対応していくものとあります。これを踏まえまして、今回総務課防災係と生活環境課交通係を統合して、消防交通係として総務課内に置くものであります。火災現場での消防係と交通係の連携を密にすることにより、より一層の消火活動の充実を図るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長(小島由久君) 日程第5、議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、関連する人事院規則が平成20年1月1日に公布、施行されたことにより、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の文言等を改めるものであります。

改正内容は、条例第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」と改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第6、議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に可決成立し、即日公布されたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、町や県が条例で指定することにより、個人住民税からの控除も可能となります。個人住民税は、町民税、県民税から成っており、今回の改正は町民税からの控除を可能とするため、八千代町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。個人住民税として県税との整合性を保つため、県の改正条例案に準じ、寄附金税額控除が可能となる法人または団体に対する寄附金を八千代町税条例で指定し、平成20年1月1日以降に支出する寄附金等について適用するものであります。指定する範囲として、茨城県内に主たる事務所を有する法人または団体に対する寄附金、茨城県知事または教育委員会が行うものとされている公益信託の信託財産とするために支出した金銭、これらのほか県民福祉の増進に寄与する寄附金として、規則で定めたものとなっております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） この経過措置の中で「新条例」というものが出ているけれども、それはどういう理由か説明願いたい。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） それでは、湯本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

新条例の条例第34条の7の規定の適用でよろしいのでございましょうか。新条例につ

きましては手元に資料ございませんので、ちょっと調べまして、時間をいただきたいと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま税務課長が申したとおり、私も詳しくは存じておりま
せんが、寄附金についての設定された茨城県の経過措置等であるかと思ひます。詳しく
は後で、詳しく税務課長より説明させます。

議長（小島由久君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決され
ました。

日程第7 議案第5号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第7、議案第5号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町国民健康保険条
例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることに伴い、八千代町国民健康保険条例第6条の2を改正するものであります。産科医療補償制度は、出産にかかわる診療または助産の際の事故により、出産児が脳性麻痺にかかり、かつこれによって生じた身体の障害の程度が重度であるものとなったとき、医師の過失に関係なく補償するものであります。同制度は、民間の損害保険を活用し、保険に加入する病院、診療所または助産所が、1分娩当たり3万円程度の保険料（掛金）を支払いますが、出産費用に保険料を上乗せして請求することが見込まれます。このため、産科医療補償制度に加入している病院、診療所で出産した場合、出産した被保険者が属する世帯の世帯主に出産育児一時金35万円のほか、保険料として3万円を上限に加算、支給するもので、この支給対象を規則で規定する旨を第6条の2にただし書きとして加えます。

また、第2項では今回の改正に伴い、文言等の整理を行うものであり、なお今回の八千代町国民健康保険条例の一部改正につきまして、平成20年11月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。慎重にご審議の上、原案のご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（小島由久君） 日程第8、議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）、議案第7号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）、議案第7号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、八千代町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。今回提案されました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出それぞれ4,796万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ65億441万円とするものであります。補正の内容は、歳入につきましては地方特例交付金、地方交付税、県支出金、繰越金を、歳出は総務費、民生費、衛生費、農林業費、商工費、土木費、教育費であります。

最初に、歳入の主な項目について申し上げます。地方特例交付金314万円の増額は、地方税等減収補てん臨時交付金によるもので、道路特定財源の暫定税率失効期間中の地方税等の減収を補填する臨時交付金の交付によるものであります。地方交付税239万2,000円の増額は、普通交付税の再算定及び調整率の変更により補正したものであります。

次に、県支出金につきましては、いばらき3人っこ家庭応援事業助成金、身近なみどり整備推進事業補助金等で267万6,000円を増額いたします。なお、繰越金につきましては3,975万7,000円を増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。総務費においては、職員の早期退職に伴う一般職退職手当組合負担金等を含みます総務管理費2,882万8,000円、町税関係奨励費等を含みます徴税费135万1,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、民生費におきましては、3人っこ家庭応援事業助成金により、児童福祉費53万2,000円を増額いたします。

衛生費については、ごみ収集ビニール袋購入による清掃費71万2,000円、農林業においては平地林保全整備工事請負費、農産振興条件整備支援事業補助金等を含みます農業費241万1,000円をそれぞれ増額いたします。

さらに、土木費については、町道排水整備工事、広域農道及び町道補修工事、町道舗装工事等を含みます道路橋梁費1,040万円を増額いたします。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。今回の補正は第3回の補正で、歳入歳出それぞれ8,557万8,000円を追加し、29億9,919万4,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国庫支出金76万3,000円を増額いたしました。これは高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、国からの交付分であります。次に、繰越金8,481万5,000円を増額いたします。これは前年度繰越金の中から、一部繰り越したものであります。

続いて、歳出について申し上げます。総務費80万8,000円増額いたします。これは、総務管理費の役務費及び委託料の増額によるもので、高齢受給者証の再交付にかかわるものであります。

次に、保険給付費8,477万円を増額いたします。これは療養諸費及び高額療養費、出産育児諸費にかかわるものであります。

以上が八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明であります。

なお、今回の補正予算につきましては、平成20年度11月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承いただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。今回の補正予算は本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ

2,166万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,374万7,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入につきましては消費税還付金の確定による増額、西豊田中部地区及び川西南部地区の事業費増による町債の増額であります。歳出につきましては、農業集落排水事業管理費の光熱水費、修繕料、通信運搬費、汚泥引き抜き料の増額及び委託料の減額、農業集落排水事業費の西豊田中部地区及び川西南部地区の事業費増による委託費、工事請負費の増額でございます。

まず、歳入から申し上げますと雑入226万7,000円、町債1,940万円を増額し、歳入総額で2,166万7,000円を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。農業集落排水事業管理費221万7,000円、農業集落排水事業費1,945万円を増額し、歳出総額で2,166万7,000円を増額するものであります。

続きまして、八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。今回の補正予算は本年度第1回目のもので、歳入歳出をそれぞれ220万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,466万7,000円とするものであります。

補正の内容についてご説明申し上げます。歳出につきましては、総務費の委託料を220万円増額いたします。これは、供用開始区域の受益者からいただいております受益者負担金を管理するための受益者負担金管理システムを新設するための費用であります。そのシステムにつきましては、パソコンを5年リースで賃借し、納付書作成や収納処理等に用いる地籍データの保守管理は業者に委託しておりますが、そのデータ投入等の更新作業につきましては、経費削減のため担当職員が行ってきたところであります。今回、パソコンが平成21年1月リース満了となるため、新型パソコンのリース契約更新を予定しておりましたが、現在の地籍データシステムで使用しているソフトウェアの販売及びサポートは終了しているため、新型パソコンでは稼働しないということが判明いたしました。このため、バージョンアップした地籍データの導入、更新が必要となったものであります。

歳入につきましては、その財源と繰越金の140万円を充当し、また資本費平準化債による算定基準の変更があったため、80万円増額いたします。

以上、議案第6号から議案第9号までの4議案の提案理由をご説明申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 議案第6号、一般会計補正予算ちよっとお聞きしたいのですが、予算というのは1年間のものを我々議会は認めているわけですが、足らなくなれば補正すればいいというものではなくて、1年間はこうするのだという行政の中に予算というのは折り込まれてきているわけなのだけれども、補正を見てみると、ほとんど国県の収入ではなく、一般会計から3,000万円持ち出しして補正しているようだけれども、歳出見てみると、一般退職者の手当組合の負担金ということで2,700万円ばかり出ていますが、なぜこういうのが早くからわかっているわけなのに、ここでこういう補正をしなければならぬのか。我々としては、足りなくなれば補正すればいいのだという、そういう安易な気持ちで予算というのが出されたのでは困ると。どうしても事情があって補正しなければならぬ事態があるなら別として、内容見てみるとほとんど一般財源から繰り入れしてあって、交付税が入ったとかあるいは県のあれが入ったとかというのは全然見えないので、これをひとつ説明していただきたい。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 14番、湯本議員さんの質疑にお答えいたします。

今の質問の内容ですけれども、私のところに関係します総務管理費の件なのですけれども、これにつきましては退職者関係の特別負担金というふうなことでとってあるわけですけれども、この中で今年度退職する方が、当初定年退職が4名分を見てあります。そのほか勧奨退職というようなことで新たに4名の方が出てきます。そういう関係で、ここに上げてあります負担金の中身としては、全体の職員の分の若干の負担と、あと2,570万円、これにつきましては勧奨退職でやめる方の分だということでご理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） 14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） それはわかるのだけれども、ただ一般財源から3,000万円出しているのは、どこに金あるのだい、金が。隠し財産があるのかな、簡単なことを言うところのこと。そんなに金があるわけない、むやみに。だから、私は当初予算書持ってこ

なかったのだけれども、当初の予算から見てこういう金がどこにあるのだかと、私不思議に思う。一般財源だと。今度は一般財源だというけれども、どこにこの金があるの。繰入金で一応入れているようだけれども、どこからの繰り入れ、それをひとつ説明してもらいたい。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） ただいまの湯本議員さんのご質問に対して答弁申し上げます。

一般財源等の関係につきましては、財源不足等につきましては、町の持ち出し関係等につきましては、財政調整基金等を充当している状況でございます。

議長（小島由久君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） 国保の会計のほうなのですけれども、8 ページの出産育児諸費というところで出産育児一時金というのがあります。これで今年度途中でありながら、523万円削減というかマイナスということになっておりますけれども、これはどういう理由からなのでしょう。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 1 番、大久保弘子議員のご質問にお答え申し上げます。

補正予算では500万円以上の減額というような形で行ってまいりました。先ほど議決をいただきました35万円から38万円の出産一時金の加算に対して、実際の補正予算のほうでは減額とはどういうことかというふうなことかと思うのですが、国保に加入している方の出産の状況が、19年の11月現在では42名ございました。20年の11月では32名ということで、この時点で約10名の方が出産が少ないというふうなこともございますので、平成21年の3月までの試算をいたしまして、523万円の減額というふうな形の補正予算を計上した次第でございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） あと質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 今一般会計のほうで湯本議員のほうからもありましたように、

一般会計の運用の部分で基本的には各予算が組み込んできて、当然この中で年度年度で締めているわけですが、こういうふうに先ほど出ましたように中には予想されない。途中で、こういう現下の厳しい状況の中で、どう定数を行革に基づいた中でやっていくのかと。そういうことになっていくと、当然肩たたきというか、途中でやめるといえば勧奨を強いるわけですが、こういう中で今回多分今月10月で2人がやめ、来年3月に2人また予定されていると、こう聞いていますけれども、そういう状況はこれからも続くのだと思います。しかし、湯本議員が言われるように何か打ち出の小づちがあるのだろうかとかと、そういう話になってきますと、決算書の中で当然締めの中で出てくる中で、平成十八、九年までは、庁舎基金のいわば積立金等々含めた中での出費が相当出たわけでございます。今回、また今年あたりからは、それらの影響力がなくなって去年あたりからきていますから、当然そこに積み上がってくるものがあると。財調あたりのように自由に使える金をこっちへプールしておくのと、片側に目的をもってしてプールしておくのと、こうあるわけですが、私の感じからすると、ここへきて約3億円近い金が積み上がってきているのではないかというふうに私は感じるのです。現実に数字が正しいかどうかわかりませんが、そういう中でそれはそれで、町の財政を安定させるという意味はそれでいいのですけれども、特に地方交付税が、一時25億円までいった地方交付税が、今17億円台まで落ちてきていますから、それはそれでまたいいのですけれども、ただ厳しい時期を通過する、前も一般質問でちょっとと言いましたが、厳しい時期を通過するときに、老人会にいた人、小学校のどこかの何年生にいた人たちが、苦しいのだからといって、そういうふうな学校でコピー用紙も満足にももらえないから、答案用紙のあれが違うのでやっているのだとか、八起会の中で何千の話の補助金の話でももらえなくなったとかももらえとか、そういう部分に対しては、私は少なくとももう少しこういう厳しい財政の折であっても、町民が平等にサービスを受けられるような体制をすべきだと。

確かに国債などを買って片側へ安定して置いておけば、それはそれで何かあったときにそれはいいのでしょうけれども、そういう部分というものをもう少し……。私は、今回の中でいろんな区長さん方が、どここのところをたかだか5万円か10万円のやつが、20万円のやつが直してもらえないとか、こういうところを言ったのだけれども、来年度予算だとか、そういうことも聞こえてきますから、そういう部分を私はもう少し厳しく見直せという部分も片側にある部分と、違う意味ではもう少し住民サービスの部分では、ちょっときめ細かく各分野にわたって、揺りかごから墓場までの体制の中で、もう少し

手綱を違うほうで、どんと何億円の銭やっているよりいいのだというふうに思いますので、その点についてこの予算の中で、先ほど湯本議員から補正予算の話の関連の中で、町長何かご感想ありましたら、ひとつお願いしたい。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3億円ぐらい補正で増額になったということですが、いろいろ補正について町の予算を当初予算から補正、先般の議会から問題になっておりますが、当然議会に対しては補正についてはいろいろな臨時議会もあるし、4回目の議会があるわけですが、当然増額する、町民等のいろいろな要求に対しまして補正を出すものでありまして、町が対応するわけですが、今回の補正等におかれましては四千万円の補正であります、ただいま総務課長が説明したとおり、8人の退職の分でございまして、町で補正出さないと退職金がもらえない、増額がもらえない分。あと、1,000万円道路の修理等もございまして、区長さんからいろいろ申されて補正をとったものでございまして、いろいろ町道の補修等で1,000万円ほどとっております。町の財政から、財政調整基金、また繰越金等におかれましては、当然今年も3億円ぐらい予定しておりましたが、いろいろ関係上1億5,000万円ぐらいきり次年度へは繰り越せないのが事情でございまして、今国会でいろいろ経済対策等しておりますが、やはり補正で二十何兆円も補正するわけですが、国も3分の1ぐらい補正する予定になっております。補正については、やはり町の一つの認められた、議会にかけるのは当然でありまして、当初予算からで、この限りで一年を通すというのは、やはりいろいろな町民のニーズにこたえることができないのでございまして、今回道路関係の要望と、あとは職員の退職金が主な補正でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

議長（小島由久君） 13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 今町長の、私の質問というか話が若干飲み込み違いした部分があるので、私のほうで申し上げておきますけれども、私が申し上げたのは、ここ一、二年の中で相当な基金のほうへ積み立てている部分があるわけですから、そういうところにこれからのことを考えて、そういう安定した金を積み上げるのもいいけれども、ある部分できめ細かな、住民サービスのところへもう少しきめ細かく金を使ったらどうですかと、そういうこと考え方を述べた話ですので、そういうことですのでよろしく。いいです、答えは。

議長（小島由久君） あとほかに質疑ありますか。

企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 先ほど湯本議員さんのほうの質問の関係でございますが、私のほうで答弁しましたことに対しまして、訂正させていただきたいと思います。

今回の補正予算等の財源等につきましては、一般予算関係でございますが、前年度の繰越金を充当している状況でございますので、訂正させていただきたいと思います。

議長（小島由久君） では、質疑あとありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）から議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第3号）から議案第9号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 20. 村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結について

議長（小島由久君） 日程第9、議案第10号 20. 村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 水書正義君朗読）

議長（小島由久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第10号 20.村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結についての提案理由をご説明申し上げます。

新井、八町、袋、野爪の川西南部地区農業集落排水事業につきましては、農業用用水の水質保全、農村生活環境の改善を目的として、平成15年度に事業採択となり、同年度に処理施設用地の買収及び全体実施設計を施行し、平成16年度より管路布設工事を施工しております。今回施工する工事は、処理施設築造工事であり、平成20年度と21年度の2カ年の継続費を設定し施工しようとするものであります。

工事内容につきましては、処理水槽工事、管理室、ブロー室、建設工事、機械設備工事及び電気設備工事が主なものであり、処理施設敷地面積1,995平方メートル、建物面積は216平方メートルで、計画処理人口は1,200人であります。設計につきましては、茨城県土地改良事業団連合会県西事業所に委託し、工事につきましては8社を指名し、11月12日に現場説明を行い、11月19日に入札を行った結果、鈴縫・高塚特定建設工事共同企業体が消費税を加えて3億7,800万円で落札いたしました。年割額としては、平成20年度分で1億4,000万円、平成21年度分で2億3,800万円であります。この工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただくよう提案した次第であります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 執行調書を先にもらいたいのですが。

議長（小島由久君） 執行調書出してください。

13番（大久保敏夫君） 用意してあるのだから、先に配ればいいのだ。言われなければ黙っていると思って……。

議長（小島由久君） ほかに。13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 今お配りいただいた入札執行調書の中で、当然一番金額の低いところに落ちて、共同企業体が落ちていると。こういう形で、この件については当然八千代町の入札規定に従って整然と行われたものと、こういうふう理解しています。

私が1つお聞きしたいのは、先ほど朗読いただいた中で4番の指名競争入札、4億円近い部分の中で一般競争入札という形ではとれなかったのか、あるいはまたそういうふうなことも、ある話ですが、一般競争入札等の中で努力した節もあるというふうに聞いているのですが、その辺の……。今回は入札に関するのですが、この工事に対して町がどのような入札の手法というか、一般競争入札という片側の部分と、今回のようないきなり指名競争入札で8社を指名し得たのか、その辺の経緯がもしありましたら、担当で結構ですから、ご説明願います。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 13番、大久保議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

ただいまの質問の内容でございますけれども、一般競争入札と指名競争入札の関係でございますけれども、当町におきましても19年から、1億円以上を超える場合は指名競争入札でやりましょうというふうな決まりをつくったわけでございます。今回の事業が初めてでそういう該当になりました。町といたしましても条件つき一般競争入札というようなことで、初めに8月6日に公告をいたしました。受け付け期間が8月6日から8月15日というようなことでしたわけでございますが、そのときに応札者は1社というようなことで、鈴縫さんと高塚特定建設工業共同体1社でありました。したがって、一般競争入札の決まりの中でも、3社に満たない場合は中止というようなことがうたわれておりましたので、そういう審査会のほうで決定をしました。

いろんな国、県でも一般競争入札については、そういう問題になる背景等がありますので、審査会のほうでももう一度若干その条件の中で、現場代理人ですか、今までに同等以上、同等の現場を経験した人が、今回の工事にも携わらなくてはだめだというようなことなどもありましたので、それは同等以上の工事等に経験があればいいのではないかとというようなことで、若干拡大してそういうことも整理して、また第2回目の公告をしたわけです。その第2回目におきましては10月8日です。受け付けは10月8日から17日まで受け付けました。そうした結果、今度は鈴縫・高塚特定建設工事共同企業体と勝村建設株式会社東関東支店、あと東亜建設工業（株）東京支店があったわけですが、

経営審査、町の審査会のほうで審査した結果、勝村建設さんと東亜建設さんについては工事实績がないというようなことで、これは入札参加資格に合致しないというようなことで、これもまた中止というようになった結果があります。

何回やってもこういう応札者がいないというようなことなどは、八千代町だけではなく、茨城県、また関東地区の県等でもそういう背景等新聞とかいろいろあります。その中で整理してみると、まず二、三あるわけですけども、公共事業の予定価格、そういうものに対しては業者として経営が成り立っていかないとか、あと先ほど私言いましたように主任技術者の配置がなかなか人手がなくて、その現場にとらわれてしまうと、うちのほうではできませんというようなことがあるのだというようなこともありまして、審査会のほうで審議をした結果、委員長は澤木副町長でありますけれども、長のほうにもその旨会議で文書をもって報告して、では指名競争入札でやりましょうというようなことで、今回指名競争入札をやむを得なく取り入れてやったということが一つの流れでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（小島由久君） いいですか。

次に、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 20. 村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 20. 村づくり交付金川西南部地区処理施設築造工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 20. 農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化対策）

西豊田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結について
議長（小島由久君） 日程第10、議案第11号 20. 農業集落排水資源循環統合補助事業
（機能強化対策）西豊田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結についてを議題とい
たします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 水書正義君朗読）

議長（小島由久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第11号 20. 農業集落排水資源循
環統合補助事業（機能強化対策）西豊田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結につ
いての提案理由をご説明申し上げます。

貝谷、川尻、今里の西豊田中部地区農業集落排水事業につきましては、農業用水の水
質保全、農村生活環境の改善を目的として整備しました。供用開始後19年が経過し、水
槽コンクリートの腐食、臭気が著しいことから、処理施設をより高度な処理方式へ改築
し、処理機能の確保、維持管理の節減、生活環境の改善を図ることを目的として、平成
19年度に国補事業である機能強化対策事業が採択となり、同年度に全体実施設計、管路
施設改修工事及び中継ポンプ施設改修工事を施工いたしました。

今回施工する工事は処理施設改築工事であり、主な工事内容については、処理型式の
変更に伴う機械設備の更新、新設、処理水槽の防水、防食工事が主なものであります。
設計につきましては、茨城県土地改良事業団体連合会県西事業所に委託し、工事につき
ましては8社を指名し、11月12日に現場説明を行い、11月19日に入札を行った結果、鈴
縫工業株式会社県西営業所が消費税を加え1億2,705万円で落札いたしました。この工
事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び八千代町議会の議決
に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議
決をいただきたく提案した次第であります。

以上提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますよ
うお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(何事が発言する者あり)

議長(小島由久君) 執行調書。

これから質疑を行います。

14番、湯本直君。

14番(湯本 直君) 今提案理由の説明で、ちょうど年数が19年というようですが、現段階の処理施設と当時の処理施設との違いというのは、相当違いがあるのかどうか。恐らくこれより古い施設もあろうかと思うのですが、そういうのには何ら問題がないのかどうか。現段階、この西豊田中部というのは、処理している人口は何名ぐらいなのか。それから、何番目ぐらいに供用開始されたのかをひとつお聞かせ願いたい。

それから、契約の目的は、循環統合補助事業(機能強化対策)ということですが、これは名前、名称は恐らく補助事業ですので、向こうの事業名で問題はないかと思うのですが、改築工事なのか改修工事なのか。町長の提案理由の説明でも、改修、改築なのか、そこひとつお願いをしたいと思います。

議長(小島由久君) 上下水道課長。

(上下水道課長 上野林作君登壇)

上下水道課長(上野林作君) それでは、14番、湯本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の西豊田中部地区の工事につきまして、施設の違いはということでございますけれども、当初整備をしました施設につきましては、JARUSⅢ型という施設を導入しまして整備をしてございます。このJARUSⅢ型につきましては、西豊田中部地区に限らずほかの都道府県の市町村で整備しましたものについても、処理水槽の中で硫化水素が発生しているという状況がございました。硫化水素が発生しますと、水槽内のコンクリートに劣化が生じまして、コンクリートがぼろぼろになってしまうということで、今回機能強化対策事業ということで、農林水産省のほうで補助事業がございましたので、そちらのほうに申請をしまして認可を得て、平成19年度から21年度まで3カ年継続事業で、中部地区の処理施設の工事を続けて進めているところであります。

今回、この施設が何番目かというご質問でございますけれども、詳しい資料を持ち合わせないのでちょっとあれなのですけれども、佐野西地区で最初に実施しまして、その次かと思えます。2番か3番目かと思えます。特に西豊田中部地区につきましては、先

ほど申し上げましたようにJ A R U S Ⅲ型を導入した関係で、こういう硫化水素が発生しまして、非常にコンクリートが劣化あるいは臭気、においが非常に出ていているというような状況の中で、今回の工事を実施したわけでございます。

改築か改修かということでございますけれども、これも一応県のほうと協議をしまして、改修ではなくて改築工事ということで補助事業のほうもお受けしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小島由久君） 14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 大体わかりましたが、金額的に新しくつくるのも3億五、六千万円で今度できるし、人口差もきっとそんなには違わないかと思うのですが、1億2,700万円という金額、約3分の1なのですが、しかも3年の継続事業ということになると、この事業だけが3年になるのか、それともその事業が3年間あるから、ほかの施設もその事業を取り入れてやるというのか、その辺お聞かせ願ひたいと思います。

議長（小島由久君） 上下水道課長。

（上下水道課長 上野林作君登壇）

上下水道課長（上野林作君） 今のご質問でございますけれども、今回導入しました機能強化対策事業につきましては、3カ年ということになっておりますので、もしほかの地区の処理施設に異常が来して、またこの機能強化対策事業ということが継続されている事業であれば、この事業にのって整備する予定はとっております。

（何事か発言する者あり）

上下水道課長（上野林作君） ちょっと資料がないものですから、調べてお答えしたいと思ひます。

議長（小島由久君） 13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 11号、今の議案ですが、10号と同じようなことが起こり得て、今回この入札においても指名競争入札になったのか、それとも1億円を超えたものであっても、こういう改修、改築、どういうとらえ方かわかりませんが、金額的に1億円を超えるわけですが、これについていきなり指名競争入札だったのか、前段のような10号のようなことが起こり得ていたのかどうか、それをちょっと、係で結構ですから。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 13番、大久保議員さんの質疑にお答えいたします。

全く同じような経過で、こういう指名競争入札ということになりました。

以上です。

議長（小島由久君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 20. 農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化対策）西豊
田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 20. 農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化対策）西豊
田中部地区処理施設改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更につい
て

議長（小島由久君） 日程第11、議案第12号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約
の一部変更についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第12号 茨城西南地方広域市町村
圏事務組合同規約の一部変更についての提案理由をご説明申し上げます。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合は、昭和46年3月31日に広域市町村圏計画の策定
及び計画実施に関する連絡調整並びに養護老人ホーム、老人福祉センターの実施に関す
る事務を行うため発足いたしました。その後、広域運動公園の設置及び管理に関する事
務、消防に関する事務、病院群輪番制による救急医療の確保に関する事務、小児救急医

療の確保に関する事務及び特殊湛水防除施設の設置及び管理に関する事務などを追加し、現在に至っております。

なお、発足当時の構成市町村は、古河市、下妻市、八千代村、千代川村、石下町、総和町、五霞村、三和町、猿島町、岩井町、境町の11市町村において組織されましたが、平成の大合併により、現在では古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、境町、五霞町の7市町となっております。

今回の共同処理に関する事務の変更であります。広域運動公園の設置及び管理に関する事務につきまして、平成21年3月31日をもって当広域事務組合共同処理に関する事務から除くもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部改正を行うものであります。

今回の改正理由であります。昭和47年3月29日に総合運動公園としての広域組合の共同処理する事務として追加され、平成2年4月1日に広域運動公園の設置及び管理に関する事務に改正されました。当初、旧古河市、旧総和町、旧三和町、五霞村の1市2町1村にて共同処理の事務費用の分担をお願いいたしましたが、現在では合併により古河市と五霞町の1市1町となり、負担割合も古河市が98%、五霞町が2%となっておりまして、広域としての共同処理に関する事務としての機能が発揮されない状況であり、今回広域運動公園の設置及び管理に関する事務について、組合が共同処理する事務から除くための規約を変更するものであります。

以上、提案理由を説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議長(小島由久君) 日程第12、議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての提案理由をご説明申し上げます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の運営のより一層の円滑化を図るため、広域連合議会の議員の定数、選挙方法等を変更するとともに、関係市町村の長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて関係市町村と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものがあります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(小島由久君) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について町長から申し出がありましたので、議題といたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま議長の許可がありましたので、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、市町村が候補者を推薦して、法務大臣が委嘱することとなっております。市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するについては、人権擁護委員法第6条第3項によりまして、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとなっております。

本町の人権擁護委員は、現在5名であります。人権擁護委員法第9条により、任期は3年となっております、飯田洋子氏1名が平成21年3月31日をもって任期満了になります。飯田洋子氏におかれましては、実績もあり、人格、識見高く、引き続き委員候補に推薦したいと思っております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご意見を賜りたくお願いするものであります。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、推薦人が適任であることを認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、本件は町長申し出のとおり、推薦人が適任であることに決定いたしました。

日程第14 休会の件

議長(小島由久君) 日程第14、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす11日より14日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、あす11日より14日までは休会とすることに決定いたしました。

議長(小島由久君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次会は15日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時26分)